

## 施設再開に係る感染防止対策

### 都市公園

感染防止対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対策実施責任者を選任</li></ul> <p>(一般利用者)</p> <p>◆ 密集及び密接対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 遊具のある子供が多く利用する公園に注意喚起看板を掲示する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者は、マスクを着用する</li><li>・ 長時間の利用は控える。</li><li>・ 他の利用者とは2 mを目安に距離を保つ。</li><li>・ 遊具で遊んだ後、必ず手洗いをする。</li><li>・ 混雑した場合、利用禁止とすることがあります。(大型遊具)</li></ul></li></ul> <p>(団体利用者)</p> <p>◆ 密集及び密接対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公園利用申し込み時<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発症時における迅速な対応のため、利用者名簿(氏名、連絡先を記載)を都市計画課へ提出する。</li><li>・ 代表者は次項に示す「公園利用時の対策」の励行を約束する。</li><li>・ 人数が多すぎる場合は、縮小を要請する。</li></ul></li><li>○ 公園利用時<ul style="list-style-type: none"><li>・ 体調不良の方(発熱、せき)は、利用を控えてもらう。</li><li>・ マスクを着用する。</li><li>・ 他の利用者とは2 mを目安に距離を保つ。</li></ul></li></ul>	都市計画課